

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者	住 所	停止期間
株式会社竹中土木 広島支店	支店長 深津 真彦	広島県広島市中区橋本町１０－１０	令和８年１０月９日から 令和８年１１月８日まで (１箇月)

事 実 概 要	(株) 竹中土木は、西日本高速道路(株) 関西支社が発注した「近畿自動車道 久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において、令和 7 年 8 月 5 日に作業員が足場組立作業中に墜落し、左肩を骨折する負傷を負い 4 日以上休業したにも関わらず、協力会社の倉庫外部階段から墜落したと、労働基準監督署に虚偽の報告を行った。 令和 8 年 6 月 1 0 日付で羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
指名停止の理由	「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」 別表 第 2 第 1 0 号 に該当 (不正又は不誠実な行為) 1 0 別表第 1 及び全各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であるとみとめられるとき。
備 考	